

## 新居浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内にある空き家の有効活用を図り、県外から市内への移住・定住を促進するため、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で新居浜市移住者住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛媛県空き家情報バンク又は新居浜市空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された物件で、空き家バンクを通じて売買または賃貸借をされたもの
- (2) 移住者 県外から市内に住民票を異動した者（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込まれない理由によるものは除く。）
- (3) 働き手世帯 構成員のうち少なくとも1人が18歳以上60歳未満である世帯
- (4) 子育て世帯 働き手世帯であってかつ、交付申請日において、18歳未満の子（ただし、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む）がいる世帯
- (5) 市内業者 市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者  
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年4月1日以後の移住者（同日以後に県内の他市町に移住した者で、その後本市に住民票を異動したものを含む。地域おこし協力隊にあっては、同日以降の離職する日をもって県内への移住者とみなし、同日後も引き続き県内に住民票を有する者に限る。）であって、同所に5年以上居住する意志を有するもの。
  - (2) 補助金の交付申請日において、働き手世帯又は子育て世帯に該当すること。
  - (3) 補助金の交付申請日において、本人及び同一世帯に属する者が市町村税（市町村民税及び固定資産税をいう。）を滞納していないこと。
  - (4) 過去に当該補助金の交付を受けたことがないこと。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項の規程にかかわらず、この要綱による補助金は、他の住宅補助制度を優先するも

のとし、その対象となった費用について、重複して補助金を交付することはできないものとする。ただし、市長がこの要綱による補助金の交付を適用と認める場合は、この限りではない。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、移住者が居住を目的として購入し、又は賃借した一戸建て住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家バンクに登録されていた住宅であること。
- (2) 申請者が補助対象住宅について、第8条に規定する補助事業を行うことができる権限を有していること。
- (3) 過去に補助対象住宅とされていないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 業者を利用して住宅の改修等を行う場合は、原則、市内業者とする。
- 3 補助対象経費は、住宅の改修にあっては50万円以上、家財道具の搬出にあっては5万円以上であるものに限る。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新居浜市移住者住宅改修支援補助事業交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、個人情報確認同意書（第2号様式）を提出する場合は、本市が発行する第2号及び第3号の書類については、その添付を省略することができる。

- (1) 誓約書
- (2) 世帯員全員の住民票
- (3) 市町村税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む）
- (4) 申請者が補助対象物件に係る住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証明する書類
- (5) 補助対象事業費の算出根拠
- (6) 住宅の図面
- (7) 現況写真
- (8) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、新居浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するもの

とする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ新居浜市移住者住宅改修支援補助事業変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の増減を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。

(2) 事業費の20%を超える変更をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定により承認したときは、新居浜市移住者住宅改修支援事業費補助金変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新居浜市移住者住宅改修支援補助事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業の中止(廃止)を承認したときは、新居浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに新居浜市移住者住宅改修支援補助事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請時に個人情報確認同意書(第2号様式)を提出している場合は、本市が発行する第1号書類については、その添付を省略することができる。

(1) 世帯員全員の住民票

(2) 補助対象事業費の明細書

(3) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し

(4) 完成写真

(5) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、調査を行い、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、新居浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付額確定通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、新居浜市移住者住宅改修支援補助事業請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に誤りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の執行について、不正の行為があったとき。
- (4) 補助対象住宅を補助金の確定を受けた日から5年を経過する前に取り壊し、又は第三者に賃貸し、又は売却したとき。
- (5) 補助金の確定を受けた日から5年を経過する前に転居又は転出したとき。

(加算金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に改正前の新居浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定により使用されている書類は、この要綱による改正後の新居浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際に改正前の新居浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費			補助率等
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費の 2/3又は100万円（子育て世帯にあっては18歳未満の者一人につき100万円を加算し、最大400万円）のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーティング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
外構工事等	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	補助対象経費の 2/3又は20万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
家財道具の搬出等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（住宅の改修と合わせて行うものに限る。）		補助対象経費の 2/3又は20万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）